

軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについてQ & A

届出時期

Q 1 : 軽度者が初めて例外給付を利用する場合、算定はいつからになるか。

A 1 : 確認届出書の受付日より算定を認める。

Q 2 : 認定申請（新規申請）と同時に例外給付の確認申請を行うことはできるか。

A 2 : 医学的所見による状態像の判断と、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより必要と判断しているのであれば貸与可能。申請は認定結果確定後2週間以内に行う必要がある。なお、貸与にあたっては認定決定前であるため、利用者に対し自己負担の可能性を説明した上で行うこと。

受付日

Q 1 : 支所・出張所等に届け出た場合の受付日はいつになるか。

A 1 : 支所・出張所に提出の場合は收受日、郵送の場合は、介護保険課に届いた日が受付日となる。

遡及期間

Q 1 : 確認申請書の提出を忘れた場合、遡及はあるのか。

A 1 : 原則不可とする。

再届出

※申請の必要がない場合も、サービス担当者会議の開催等適切なケアマネジメントは必要。

Q 1 : 認定有効期間中であるが、状態悪化等により、現在貸与している物を変更したい場合は再度確認申請が必要か。

A 1 : 同一種目の場合は確認申請の必要はない。

Q 2 : 認定有効期間中に貸与種目及び貸与品目が増えた場合は再度確認申請が必要か。

A 2 : 種目が増えた場合は必要

例) ベッド（特殊寝台）のみレンタル。サイドレール（付属品）も必要になった。

→必要（種目が増えた）。

ベッドとサイドレールをレンタル。サイドテーブル（付属品）も必要になった。

→不要（品目が増えた）。

Q 3 : 確認申請後、通知が事業所の担当ケアマネージャー宛に送付されるが、事業者が変更となった場合、再度確認申請の必要があるか。

A 3 : 事業所を変更する旨を市介護保険課に連絡の上、事業所間の連携（通知書の写しを変更後事業所に渡す）があれば、再申請不要。

Q 4 : 転入してきた被保険者が、転入前に例外給付で福祉用具を利用していた際は、確認申請が必要か。

A 4 : 保険者が確認する必要があるので、再度申請の必要がある。なお、主治医の所見を確認できる書類については、該当する状態像について記載のある医師が作成した書類を従前の支援事業者から引き継いでいる場合は、その写しで可とする。

Q 5 : 緊急で福祉用具の貸与を開始したが、例外給付の確認申請前に利用者が死亡した場合、申請は可能か？

A 5 : 亡くなる前に、医師への状態像の確認及びサービス担当者会議等の一連の流れが行われていれば申請可能。

主治医の意見

Q 1 : 医学的な所見の確認書類について様式の定めはあるか？

A 1 : 様式の定めはないため、事業所で独自に作成した物を使用していただいて構わない。医師の記載が必須な項目については①診断名②国の示した状態像（ⅰ～ⅲ）に該当する旨とする。なお、主治医意見書の特記事項欄に②が明記されている場合は、主治医意見書の写しの提出で可とする。

Q 2 : 医学的な所見の判断は主治医でないといけないのか。

A 2 : 主治医以外で例外給付の必要性を判断できる医師（かかりつけ医師等）がいるのであれば、主治医以外でも差支えない。

ケアプラン

Q 1 : ケアプランに医師名と医学的な所見を記載することとあるが、末期がん等本人に告知されていない場合はどうすればよいか。

A 1 : 「診断名」を記載することに支障がある場合は、「診断名」については、ケアプランに記載しなくても差し支えない。状態像のいずれかに該当する旨が要約されて記載されていれば可とする。

（例）「疾病により状態が不安定であり、今後起き上がりや寝返りが困難な状態となる可能性が高いと考えられるため…」など

その他

Q 1 : 例外給付を受けている被保険者が、福祉用具貸与の例外給付を中止する際は、どのようにすればよいか。

A 1 : 市介護保険課へ連絡していただきたい。なお、例外給付の貸与を再開する場合は、再度確認申請が必要。